

【普照院境内舞子墓園条例】

平成 30 年 3 月 24 日

条例第 2 号

㊦

(趣旨)

第 1 条

この条例は、宗教法人普照院の設置する普照院境内舞子墓地(以下墓地という)の管理・使用が、適正に行われることを目的として制定されたものであり、墓地の管理・使用は、この条例の定めるところによるものとする。

(管理者)

第 2 条

墓地管理者は、宗教法人普照院の代表役員〈住職〉(以下墓地管理者という)とする。

(墓地管理者の権限)

第 3 条

墓地管理者は、この条例に定めるところに従って、墓地を宗教施設として管理し、この条例の細則を定めることができる。

(墓地使用者の資格・使用許可)

第 4 条

- 1、墓園を使用しようとする者は、条例内にある施行規則で定めるところにより、墓地管理者の許可を受けなければならない。
- 2、墓園を使用しようとする者は、祭祀を主宰すべき者でなければならない。
- 3、墓園を使用しようとする者は、墓地管理者が認めるところの仏教徒であること。但し、平成 18 年 12 月以前からの使用者は該当しない。

(墓地使用者の使用制限)

第 5 条

- 1、墓地管理者は、第 4 条の使用の許可をする場合は、必要な条件を付し、又は場所等を指定することができる。
- 2、墓地管理者は、墓園の管理上必要な措置をさせることができる。

(年間維持費)

第 6 条

- 1、墓園年間維持費の額は、「神戸市舞子墓園の 3 m²以下の年間使用料

(市外在住者用)」に、百円単位を切り捨てたものとする。以後の使用料改定は、神戸市の改定と同時に行うものとする。《代表役員の独断決済の禁止》

- 2, 「区画」は、責任役員が定めたものを1区画とする。また、区画と区画の境界は、墓地管理者が随時定めるものとする。
- 3, 墓園の既納の維持費は、還付しない。
- 4, 年間維持費の複数年支払いはできない。《継承権のトラブル防止》

平成18年12月時点の年間維持費

種別	金額
全区画	5,000円

備考 年度の中で使用許可を受けた者の当該年度の維持費は無料。

(墓地管理者による許可取消)

第7条

- 1, 墓地使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓地管理者は、なんらの催告を要せず、墓地使用者に対し、その使用許可を取消することができる。
 - (1) 墓地使用者にあたり、時宗の儀礼および慣行を無視しまた妨げたとき。また墓地内で、墓地管理者の承諾なく他宗教の儀礼その他の宗教行為を行ったとき。
 - (2) 許可を受けた目的以外の目的に使用したとき。
 - (3) 永代使用権を墓地副使用者以外の者に譲渡、又は使用場所を転貸したとき。
 - (4) 墓地使用者もしくは墓地副使用者が、所定の使用料を納付しない、又は住所不明となり5年を経過したとき。
 - (5) 法令、又はこの条例もしくはこれに基づく規則に違反し、又は墓地管理者の指示に従わないとき。
- 2, 墓地使用者が、墓地管理者が認める仏教以外の宗教に属した場合は、墓地を使用する権利を失う。但し平成18年12月以前からの墓地使用者は該当しない。

(墓地使用の承諾)

第8条

- 1, 墓地使用者が死亡・その他の事由の際には、墓地副使用者がその地位を継承するものとし、墓地副使用者が速やかにその旨を墓地管理者に届け、承認を受けなければならない。
- 2, 墓地使用者の地位を、墓地副使用者以外に継承する必要が生じたとき

は、その事由を付し、墓地使用者が墓地管理者の承認を得なければならない。

(墓地使用者の届出義務)

第 9 条

墓園使用者は、住所、氏名その他使用許可書の記載事項に異動が生じたときは、速やかに墓地管理者に届け出なければならない。

(墓地使用者の墓地返還)

第 10 条

- 1, 墓地使用者は、墓園の使用の必要がなくなったとき、又は使用許可を取り消されたときは、原状に復し、墓地管理者に返還しなければならない。
- 2, 前項の場合においては、墓地使用者は既に納入した永代使用料の返還を請求することはできない。なお、永代使用料を納入し、使用区間に墓石の設置等を行っていない場合でも、返還を請求することはできない。

(施行細目の委任)

第 11 条

この条例の施行に関し必要な事項は、普照院責任役員会(総代会)が定める。

附 則 抄

(施行期日)

この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

(条例の廃止)

墓地内に設置された立看板により公表されていた規約は、廃止する。

(経過規定)

この条例の施行前に従前の規定により、なした許可その他の行為は、この条例の規定によりなしたものとみなす。

(相互協議)

上記の条項にない項目に関しては、相互協議をして解決することとする。

(承認書面の提出)

この条例の施行前の墓地使用者は、この条例の施行の日から 3 ヶ月以内に、所定の書面を管理者に提出するものとする。

(墓園条例施行規則について)

ルール・マナーに関しては、「墓園条例内」にあります「施行規則」をご確認していただき、遵守下さい。

以上